

先生各位

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の 留意事項について」一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成28年5月31日付「保医発0531第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、算定留意事項が一部改正され、下記項目の検体検査実施料が、平成28年6月1日から新規適用となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 実施料が新設された検査項目

検査項目名	検査方法	実施料	判断料区分	注
デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	イムノクロマト法	233点	免疫 144点	*

D012 感染症免疫学的検査〈注*〉

(45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性

ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。

イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルス NS1 抗原、IgG 抗体及び IgM 抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。

ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。

(イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか

(ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか

(ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか

(ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料

エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。

以上

なお、本項目の弊社受託予定はございません。